

東北大学研究拠点形成費補助金取扱要項

平成14年12月2日

総長 決 裁

(趣旨)

第1条 東北大学における研究拠点形成費補助金(以下研究拠点形成費)という。)の取扱いについては、研究拠点形成費補助金交付要綱(平成14年4月1日文部科学大臣決定)及び「研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)取扱要領」に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「部局」とは、研究科、研究部、研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、情報シナジーセンター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、遺伝子実験施設、大学教育研究センター、留学生センター、学際科学研究センター、東北アジア研究センター、極低温科学センター、総合学術博物館、未来科学技術共同研究センター、アドミッションセンター、超臨界溶媒工学研究センター、農学研究科附属農場及び医療技術短期大学部をいう。

2 この要項において「部局長」とは、前項の部局の長(医療技術短期大学部にあっては短期大学部部長)をいう。

(経理事務の委任)

第3条 研究機関代表者に交付される研究拠点形成費の経理事務は、研究リーダー所属の部局長に委任する。

(経理担当者)

第4条 経理事務の委任を受けた部局長は、事務局にあっては経理部長、当該部局にあっては事務(部)長(以下「経理担当者」という。)に、研究拠点形成費の経理事務を行わせるものとする。

(経理事務の基準)

第5条 経理担当者は前条の経理事務を行うときは、この要項に定めるもののほか、国の会計事務の取扱いに準じて処理するものとする。

(出納保管)

第6条 経理事務の委任を受けた研究拠点形成費は、当該部局の経理担当者の名義で銀行等に預金し、出納保管するものとする。

(21世紀COE研究支援者)

第7条 研究拠点形成費補助金により、研究支援のために東北大学が採用する者の取扱いについては、別に定める「東北大学21世紀COE研究支援者実施要項」に基づき取扱うものとする。

(21世紀COE特別研究奨励費)

第8条 21世紀COEにおいて、優れた若手研究者に研究経費を補助する21世紀COE特別研究奨励費は、別に定める「東北大学21世紀COE特別研究員に係るCOE特別研究奨励費募集要領」に基づき取扱うものとする。

附則

この要項は、平成14年11月1日から実施し、平成14年度に係るものから適用する。